

契約当事者の名称変更に伴う手続について

1. 適用範囲

本規定の適用範囲は、一般プロジェクト無償資金協力、水産無償資金協力、文化無償資金協力、研究支援無償資金協力、食糧援助及び貧困農民支援の実施に係る契約とする。

2. 用語の定義

名称変更

実施機関（施主）の名称が変更となること、及び、請負者側においては、企業名が変更となることをさす。（省庁間の機能・権限の委譲、企業における営業権の譲渡等については対象外とし、別途検討する）

3. 被援助国側（施主）の変更

（1）名称変更（名称変更と共に、所在地を変更するものも含む）

被援助国実施機関（施主）は通常、政府関係機関であることが多いため、組織名称の変更を明示した法令等が先方政府から発出されることが想定される。上記文書が存在する場合は、それをもって、契約の継続を確認するものとし、変更契約を要しないこととする。コンサルタント上記右文書の写しをJICAへ送付する。

先方政府が上記文書を発出していない場合、コンサルタントは、施主より、名称変更後も当該契約（コンサルタント契約及び業者契約）を継承する旨の書簡を取り付け、その写しをJICAへ送付することとする（必要に応じ、JICAは外務省へ通知する）。この場合も変更契約を要しない。

（2）所在地変更のみ

施主の名称そのものは変わらないため、変更契約を要しない。コンサルタントは、施主より、所在地が変わる旨の書簡を取り付け、その写しをJICAに送付するものとする。

4. 請負者側（コンサルタントまたは業者）の変更

（1）名称変更（名称変更と共に、所在地を変更するものも含む）

名称変更（所在地変更も含む）を行う旨の変更契約を行うものとする。

（2）所在地変更のみ

請負者の名称そのものは変わらないため、変更契約を要しない。ただし、コンサルタント

は、請負者の所在地が変わる旨、施主に対し書簡をもって通知すると共に、その写しをJICAに送付するものとする。

5. 名称変更以降にその他の事由で変更契約を行う場合の対応

名称変更、所在地変更後に、それ以外の事由（履行期限延長等）により変更契約を行う場合には、契約者名称、所在地については、契約書内で言及する箇所があるため、上記変更契約内において、契約者名、所在地の変更を行うこととする。

6. 支払授權書（Authorization to Pay 以下A/Pという）

A/Pには、施主及び請負者の名称が引用されるため、名称変更の際は変更契約の有無に関わらず、速やかにA/Pの修正を行うこととする。